

<規約>

2020 年 9 月 1 日改訂

1. 契約の申し込みと成立

- (1) 参加申し込みは、当法人が受け入れ可能な状況において、プログラムを開始する 1 週間前を期限として行うものとします。
※English Camp やその他ツアーアクションでは、別途期限を設けております。
- (2) 申込書をご提出いただき、当法人の指定する口座へ申込金お 1 人につき 10,000 円をお振込みいただくことで、申込受け付けとします。

2. 申し込み条件

- (1) 未成年者のお申し込みには、親権者の承諾が必要となります。
- (2) 15 歳未満の者が親権者の同行なしに渡航する場合は、事前に WEG (Waiver of Exclusion Ground) の申請を行う必要があります。

<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/visa/waiver-of-exclusion-ground-weg/#nav-cat>

3. 申し込みの拒否事由

お申し込みいただいた方が、次に定める事由に該当すると認められるときは、当法人からお申し込みをお断りする場合があります。

- (1) 講師や他のお客様、および関係者に不快感や恐怖感を与えるような目立った刺青をしている場合
- (2) 暴力や薬物による犯歴のある場合
- (3) 既往症または精神疾患のある場合（医者の診断書が必要になります）
- (4) その他、当法人が不適当と認めた場合

4. 諸費用と施設滞在

- (1) 当法人では航空券の手配は行いません。航空券の手配および管理は参加者が各自で行うものとします。
- (2) プログラム参加費は、プログラム開始 29 日前までに当法人指定の口座へ支払いを完了して下さい。
- (3) 当法人の施設利用者には、現地での病気や事故、傷害等に備え、海外旅行保険の加入を義務付けています。
- (4) 渡航スケジュールの都合により前泊や延泊をご希望される参加者は、お部屋の予約状況によって別タイプのお部屋、もしくは近隣ホテルへの宿泊のご案内となる場合がございます。またプログラム外の宿泊には別途料金が発生いたします。
- (5) 当社の宿泊施設利用時間は、フィリピン現地時間にてチェックイン 12:00 以降、チェックアウト午前 10:00 までとなっております。

5. 申し込みとキャンセル

当法人が申込受付した日付をもって、お申し込みの契約が成立します。契約成立後、お申し込みの契約を解除する場合には以下に定めるキャンセル料をお支払いいただきます。また、当法人が連絡を受けた時点で契約の取消しのお申出を受理したことになります。

(1) 申込期間が 29 日間以下の場合

取消のお申出時期	取消料
お申込日から開始日 29 日前まで	申込金
開始日 15 日前から 28 日前まで	基本料金 の 50%
開始日 4 日前から 14 日前まで	基本料金 の 80%
開始日から 3 日前まで	基本料金の 100%

※返金の際のお振込手数料はお申込者負担となります。

※開始日とは、施設利用の初日を差します。

(2) 申込期間が 30 日以上の場合

取消のお申出時期	取消料
お申込日から開始日 29 日前まで	申込金
開始日 15 日前から 28 日前まで	基本料金 4 週間分の 50%
開始日 4 日前から 14 日前まで	基本料金 4 週間分の 80%
開始日から 3 日前まで	基本料金 4 週間分の 100%
開始日からキャンセルによる終了日 29 日前まで	キャンセルによる終了日から事前申し込み時の 終了日までの日割りの基本料金の 10%
キャンセルによる終了日 15 日前から 28 日前まで	キャンセルによる終了日から事前申し込み時の 終了日までの日割りの基本料金の 50%
キャンセルによる終了日 4 日前から 14 日前まで	キャンセルによる終了日から事前申し込み時の 終了日までの日割りの基本料金の 80%
キャンセルによる終了日から 3 日前まで	費用全額

※留学開始後は、キャンセルから終了日までに要する基本料金、ベビーシッター代、食事代、送迎費用などは返金されません。

※返金の際の振込手数料はお申込者負担となります。

※開始日とは、施設利用の初日を差します。

6. 返金規定

- (1) 当法人では不定期にキャンペーンを実施しているため、お支払いいただいた留学費用と他のお客様の留学料金が異なる場合があります。その場合でも、既にお支払いされた料金の差額の調整や返金対応等は一切行っておりません。
- (2) 参加者が規約違反により退寮となった場合、いかなる理由でも返金はいたしかねます。
- (3) 参加者が自己都合でレッスンを休んだり、食事を取らなかったり、退寮日が早まった場合も返金は

いたしかねます。

7. レッスンルームでの振る舞い

- (1) レッスン中は、携帯電話等の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- (2) 講師や他の参加者を誹謗中傷することや、暴力行為については一切禁止しております。
- (3) 人種差別的な発言、信仰の自由を侵害する発言等は一切認められません。
- (4) 参加者が異性の講師と 2 人で外出することを禁止しています。また、滞在中に講師と恋愛関係になることがないようお願いしております。
- (5) 講師と個人的に契約を結ぶことや、引き抜き行為については固く禁止しております。
- (6) いかなる理由があろうとも、肉体的・精神的に他者へ危害を加える暴力行為を認めておりません。
暴力行為に及んだ場合、即時に退寮処分とします。

8. 施設及び設備の利用

- (1) 当法人では、保安上の理由で門限を午後 10 時と定めています。
- (2) 当法人の許可を得ることなく、敷地内に当プログラムの参加者及び関係者以外の方が入ることはできません。
- (3) 当校訪問や見学をご希望の方は、事前に訪問申込書を提出の上、当法人の訪問許可を得る必要があります。
- (4) 施設内は共同スペースも含め禁煙となっております。喫煙は指定の場所にてお願いいたします。
- (5) 午後 10 時から午前 7 時までの間は、他の参加者の迷惑にならないように静かに生活してください。
- (6) 参加者の故意または過失により、当法人の施設や設備に損害を与えた場合、修復や交換に要する費用を全額請求いたします。

9. 外出時の注意事項

- (1) 夜間は出歩かないでください。レッスン外の外出については参加者の自己責任とし、外出により生じた怪我や事故に対し、当法人では一切責任を負いません。
- (2) レッスン時間外の行動（海で泳ぐ、街に出かける、バスやトライシクルに乗るなど）はすべて参加者の自己責任で、リスク管理を行ってください。どのような怪我や事故が発生した場合でも、当法人では一切責任を負いません。

10. 禁止行為と退寮処分

以下の行為を行った場合、警告なしに退寮処分となります。

- (1) 当法人の定める規則、規約に逸脱した行為をとり、当法人から注意を受けた後も改善が見られないと判断する合理的な理由がある場合には退寮処分とします。
- (2) 参加者の行為が当法人の運営を妨げるものと判断した場合、参加者に対して法的措置をとった上で即時に退寮処分とします。
- (3) 参加者の行動が違法な行為であると当法人が判断した場合、参加者に対して法的措置をとった上で即時に退寮処分とします。
- (4) 滞在中の賭博行為については一切禁止します。行為が発覚した場合には退寮処分とします。

- (5) 暴言、騒音、異臭、暴力など、他の滞在者や関係者への一切の迷惑行為を禁止します。注意勧告後、参加者の行動に改善が見られないと当法人が判断した場合、即時に退寮処分とします。
- (6) 参加者の行為が当法人および当法人関係者を誹謗中傷するような行為であると当法人が判断した場合、参加者に対して法的措置をとった上で退寮処分とします。

11. 免責事項

- (1) 航空機遅延、紛争、内乱、新型ウイルス等の感染症、天災等により当法人が提供するサービスに問題が発生した場合、いかなる場合でも補償はいたしかねます。
- (2) 学校内外で生じた事故、盗難、事件について、当法人は責任を負いません。
- (3) 政府の政策や突然の経済変動によって、授業料を含む各種料金の変更が生じる場合があります。
- (4) 故意にフィリピンの法律に違反した行動をとったと判断した場合、フィリピン警察に通報いたします。
- (5) 年齢、持病、アレルギーにより発生する症状、病気、事故について、当法人は一切の責任を負いません。持病、アレルギーを持つ方、妊娠中の方は、あらかじめ日本国内の医師の診断を受け、医師の判断に従ってください。また、持病、アレルギーについての医師の診断内容は、お申し込み前に当法人にお伝えください。受入れが難しいと当法人が判断した場合、参加をお断りさせていただくことがあります。
- (6) 滞在中に持参したパソコンやスマートフォン等の電子機器が、ウイルス・ハッキング・スキミング等の被害にあった場合、当法人では一切の責任を負いません。また、当法人ではパソコンの修復や修理など対応出来きますので、そのような心配がある方は、使用を控えるようお願いいたします。

以上